

(欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)
第十九条 内国法人の新法第八十条第一項(欠損金の繰戻しによる還付)に規定する還付所得事業年度につき次の各号に掲げる規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、当該還付所得事業年度に係る同項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から当該各号に掲げる規定により加算された金額を控除した金額とする。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年改正法」という)附則第八十八条第二項(国家戦略特別区域において機械等を取付した場の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。次号において「平成二十八年旧措置法」という)第四十二条の第十五項(国家戦略特別区域において機械等を取付した場の特別償却等又は法人税額の特別控除)の規定

二 平成二十八年改正法附則第八十九条第二項(国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年旧措置法第四十二条の十一第五項(国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定

(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰戻しの不適用に関する経過措置)

第二十条 新令第五百五十五条の二十二第二項(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰戻しの不適用)において準用する新令第一百三十三条の二第六項(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰戻しの不適用)の規定は、連結親法人が施行日以後に他の者との間に当該他の者による新法第八十一条の十第一項(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰戻しの不適用)に規定する特定支配関係を有することとなる場合における同項に規定する適用連結事業年度前において生じた同項に規定する連結欠損金額について適用し、連結親法人が施行日前に他の者との間に当該他の者による旧法第八十一条の十第一項(特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰戻しの不適用)に規定する特定支配関係を有することとなった場合における同項に規定する適用連結事業年度前において生じた同項に規定する連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置)
第二十一条 施行日から平成三十三年三月三十一日までの間における新令第五百五十五条の二十五(連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)の規定の適用については、同条第一号ハ(一)中「第六十八条の十五の六」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六」とする。

(復興特別所得税に関する政令の一部改正)
第二十二条 復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の項中「第五百五十五条の四十四第一号」を「第五百五十五条の四十四第一項第一号」に、

第四百五十五条の四十四第一項

に改める。

(法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第二十三条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「新令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六百六号)第一条の規定による改正後の法人税法施行令」に、「第八号」を「第九号」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)
第二十四条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第八十一条の三十一第四項」を「第八十一条の三十一第六項」に、「第四百四十四条の十三第十二項」を「第四百四十四条の十三第十三項」に改める。

(産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令等の一部改正)
第二十五条 次に掲げる政令の規定中「同条第十二号の十八」を「同条第十二号の十九」に改める。

一 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令(昭和三十三年政令第三百三十七号)第二号

二 外貨公債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令(昭和三十八年政令第二百二十二号)第二号

三 明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令(昭和三十八年政令第二百七十五号)第二号

四 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基く債券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令(昭和四十年政令第八十四号)第二号

財務大臣 麻生 太郎
 内閣総理大臣 安倍 晋三

地方法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号

地方法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の施行に伴い、並びに同法附則第四十一条、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条第一項及び第四項、第十五条第一項第三号並びに第三十二条並びに附則第四項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方法人税法施行令の一部改正)

第一条 地方法人税法施行令(平成二十六年政令第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に、「第四十二条の十二の四第五項」を加え、同条第五項中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に、「第六十八条の十五の五第五項」を加える。

第四条第三項中「同条第三項」を「同条第四項又は第五項」に改め、「の計算の基礎となつた連結欠損金額(同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金額(同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされたものに係る部分の金額を除く。)」を「第八十一条の十八第一項第四号に掲げる金額」に、「当該連結欠損金額(個別帰属額)」を「同号に掲げる金額」に改める。